

主張 障害者総合支援法を国連「障害者権利条約」に沿った内容に

2006年4月より施行された「障害者自立支援法」は、障害者とその家族の尊厳を傷つけたとして多くの反対行動が行われ、2010年1月7日に時の民主党政権が廃止を約束しました。その基本合意文書には5項目ありますが、要約すると、国は心より反省し速やかに応益負担を廃止し、その履行状況の確認のため定期協議を行い、2013年8月までに新たな総合福祉法制を当事者参加のもとに作成し、実施するという内容でした（以下「基本合意文書」）。

そのため、「障がい者制度改革推進会議」の「総合福祉部会」で当事者多数を含む55人の部会員が真剣に話し合い、19回の議論の上、2011年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」）をまとめました。これは「基本合意文書」及び国連「障害者権利条約」に依拠して作成されました。

要約すると、①障害の有無によって分け隔てられない共生社会の実現と、地域で自立した生活を営む権利を法の理念とする。②障害の種類による制度の谷間や空白を解消する。③どこに暮らしを築いても一定の水準の支援を受けられるようにする。④多くの精神障害者の「社会的入院」や知的や重複の障害者などが長期施設入所を余儀なくされているとともに、介助の大部分を家族に依存している状況を解決するため、地域での支援体制を確立する。⑤個々の障害とニーズが尊重されるような新たな支援サービスの決定システムを開発する。利用者負担の原則無償化・福祉従事者、利用者の誇りを持てる水準の報酬を確保する。⑥制度を実質化させていくために障害関連予算のOECD諸国の平均水準（約1兆円の増額）に斬新的に拡充する。という内容です。

しかし、その提言を受けて2012年6月に民主、自民、公明3党の賛成で成立した「障害者総合支援法案」は、「骨格提言」が取り入れられた内容になっていません。応益負担の仕組みを残し、収入認定を本人のみでなく配偶者を含めたこと、利用抑制の手段となっている障害程度区分認定制度を温存し、障害者関連予算の増額に必要な自立支援医療や報酬など検討課題にも入っていないことなど、多くの問題があり、「骨格提言」を作成した元総合福祉部会長は「骨格提言」を反映したのは理念だけだと批判したのです。障害者の尊厳を傷つけた「障害者自立支援法」への逆戻りであるとして、多くの障害者や関係者が反対声明を出しているのです。

「骨格提言」は予算の大幅増加を伴う制度変更について、厚労省が軒並み消極的なコメントを提出していることから、「骨格提言」よりも大幅に後退した法案が提出される危惧を表明し、それが現実となったのです。どんなに障害が重くても誰もが地域で生活していくためには、障害福祉サービスの予算が絶対的に不足しています。障害者関連の公的支出は2007年度OECD30か国の中でも18番目の低さです。OECD平均はGDPの0.392%ですが日本は0.198%です。

折しも、2014年2月19日に日本は国連「障害者の権利に関する条約」の141番目の批准国となりました。この19条には、「この条約の締結国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会を持って地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置を取る」と記されています。障害者福祉制度は、2003年4月の小泉政権時、「支援費制度」の導入により、従来の「措置制度」から大きく転換されました。日本は「障害者の権利条約」の批准国としてふさわしい「基本合意文書」と「骨格提言」に沿って、早急に「障害者総合支援法」にかわる「障害者総合福祉法」を制定するよう要求します。